

自主防災組織結成・活動の手引き

富山市新桜町7番38号

富山市防災危機管理部防災危機管理課

目 次

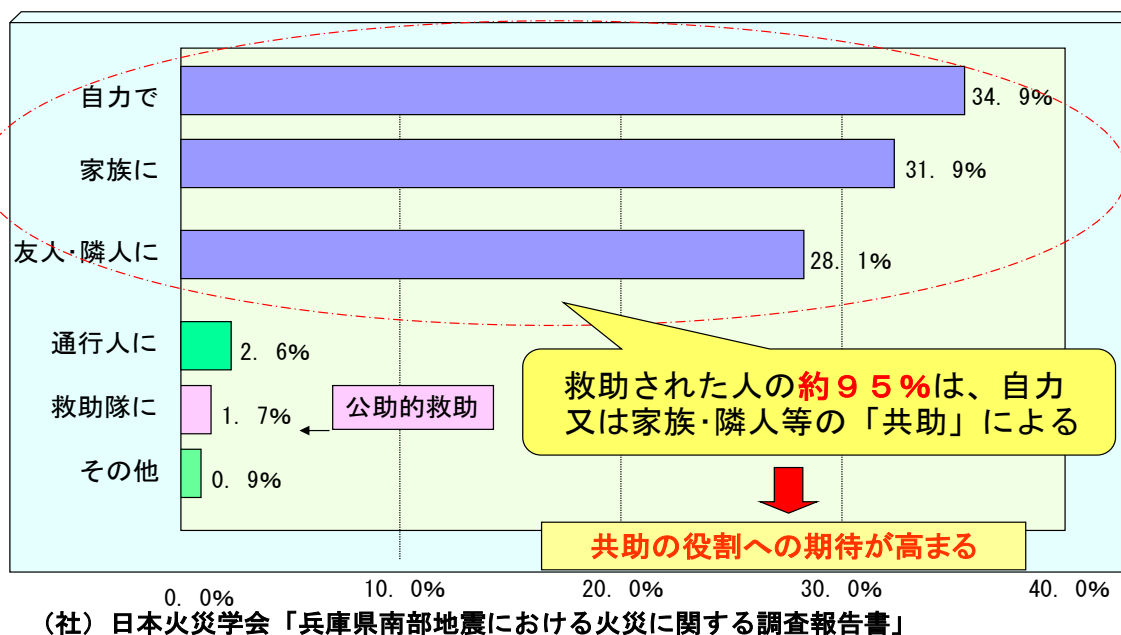
- 1 はじめに ……P 1
- 2 富山市内の主要活断層帯について……P 3
- 3 自主防災組織結成について……P 4
 - (1) 結成単位 …… P 4
 - (2) 提出書類 …… P 5
 - (3) 組織編成 …… P 13
 - (4) 隊長変更 …… P 15
- 4 自主防災組織の活動について……P 16
 - (1) 各班の活動例 …… P 16
 - (2) 結成初期の活動 …… P 17
 - (3) 防災訓練の紹介 …… P 17
 - (4) 防災資機材の紹介 …… P 18
- 5 富山市自主防災組織活動事業補助金について……P19
- 6 【防災士による防災講座】の実施について……P21

1 はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、救助された方の約95%は自力又は家族・隣人等により救助・救出されました。

一方、**自衛隊や消防など公助的救助は1.7%しかありませんでした。これは大規模地震の際には市内全域で道路の寸断や家屋の倒壊等が発生することにより発災後すぐに現地へ職員が到達できない可能性があることを示しています。**また阪神・淡路大震災では職員やその家族も被災し、すぐに現地へ向かうことができませんでした。

阪神淡路大震災時に救助された方の割合

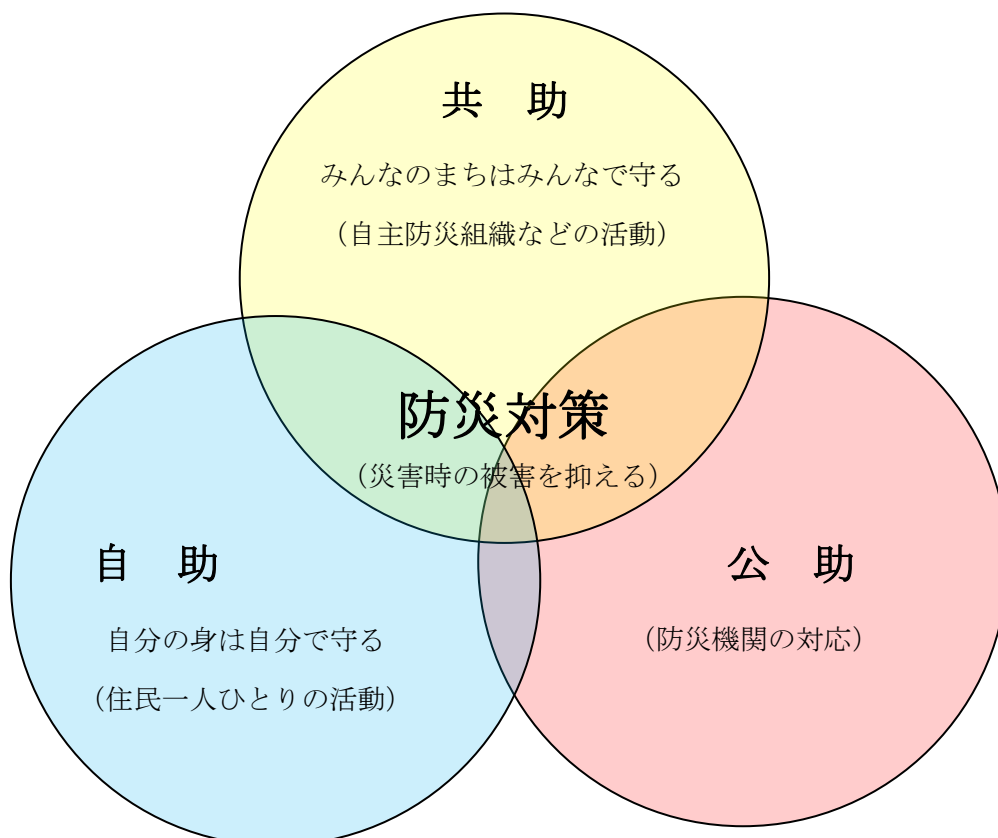


阪神・淡路大震災の経験から、地域住民による自助・共助こそが災害時に最大の効果を発揮したことがわかります。

災害時には「自助」「共助」「公助」が連携することにより被害の軽減を図ることができます。

「共助」の代表である「自主防災組織」を結成することにより、地域防災力を高めましょう。

支えあう関係づくりが地域の防災力を高める



2 富山市内の主要活断層帯について

活断層とは約 180 万年前から現在の間において繰り返し活動し、今後も活動する可能性のある断層です。

日本列島には周辺の海底も含めて約 2,000 の活断層が存在すると言われています。

そのなかでも大きな被害をもたらす可能性が高い地震については国（文部科学省地震調査研究推進本部）が長期評価を発表しています。

<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>

富山市の3つの主要活断層帯

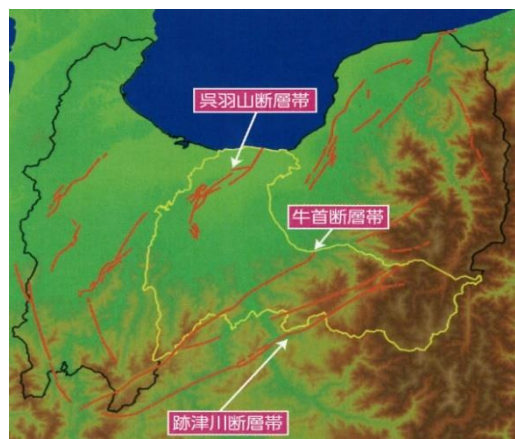
富山市内 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和5年1月1日）					
断層帯名	地震規模	30年以内の地震発生確率	相対的評価	平均活動間隔	最新活動時期
呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ 0%~5%	高い	3000年~5000年程度	約 3500年前~7世紀
牛首断層帯	M7.7	ほぼ 0%	—	約 5000年~7100年	11~12世紀
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ 0%	—	約 2300年~2700年	1858年飛越地震

1995年（平成7年）に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）発生直前における30年以内の地震発生確率は0.02%から8%でした。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の30年確率(%)
1995年兵庫県南部地震(M7.3)	六甲・淡路島断層帯 主部淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」 (兵庫県)	0.02%~8%

文部科学省地震調査研究推進本部では、今後30年以内に地震が発生する確率が3%以上の場合は相対的に地震の発生確率が「高いグループ」
0.1~3%未満は「やや高いグループ」
0.1%未満などは「表記なし」
の3グループに分類しています。

呉羽山断層帯は発生確率が「高いグループ」です。



3 自主防災組織結成について

(1) 結成単位

自主防災組織の結成単位は以下のように大きく2つに分けられます。

結成単位	小学校区	町内会
内容	小学校区を単位とし、主に連絡調整の役割を担う組織	町内会を単位とし、災害時には主に救出・救護や初期消火などで人命救助を行う組織 ※複数の町内会からなる連合町内会や、1つの町内会を複数に分割した組織を含む。

富山市では町内会を単位として結成する自主防災組織が大多数を占めます。

理想は小学校区単位の組織が結成済であり、かつ全町内で自主防災組織が結成済の状態です。

役割（例）

結成単位	小学校区（校区連絡協議会）	町内会
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・未結成地区の自主防災組織結成促進 ・他団体との連携、協力 ・小学校区を単位とした総合防災訓練 ・自主防災組織相互の連絡調整・充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・避難場所・避難経路の検討、避難誘導訓練 ・救出救命訓練 ・防災知識の普及・啓発 ・防災資機材の整備
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区内の被害状況等の把握・情報伝達 ・行政機関等との連絡調整 ・他校区・他機関への応援要請 ・避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織内の被害状況等の把握・情報伝達 ・初期消火 ・避難誘導 ・救出救命 ・避難所の運営

(2) 提出書類

自主防災組織を結成するためには以下の4つの書類を富山市防災危機管理課に提出してください。

【1】自主防災組織結成届

【2】規約

【3】役員名簿

【4】組織の区域図（住宅地図等で明示したもの）

- * 提出後、2週間ほどで自主防災組織結成届の受理についての案内文書を隊長へ郵送します。

- * 富山市自主防災組織活動事業補助金の申請は「自主防災組織結成届の受理についての案内文書」が届いてからとなります。

自主防災組織結成届

令和 年 月 日

(宛先) 富山市長

町内会長

(小学校区の連絡協議会の場合は自治振興会長)

このたび、当町内において次のとおり自主防災組織を結成しましたので届け出ます。

記

校 下 名		
町 内 会 名 <small>(小学校区の連絡協議会の場合は自治振興会名)</small>		
自主防災組織の名称		
結 成 年 月 日		
隊 長	フリガナ 氏 名	
	住 所	〒
	電話番号	TEL : 携帯 :
隊 員 数	人	
構 成 世 帯 数	世帯	

添付書類

- 1 規 約
- 2 役員名簿
- 3 組織の区域図 (住宅地図で明示したもの)

〇〇自主防災組織規約（規約例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災組織（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇公民館に置く。

（目的）

第3条 本会は、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における初期消火、避難誘導、避難所運営、救出救命、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の整備に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（班の配置）

第5条 本会は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。

- (1) 消火班
- (2) 避難誘導班
- (3) 救出救命班
- (4) 情報班
- (5) 給食・給水班

（会員）

第6条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

*注

第7条 本会に次の役員を置く。 ・副隊長、監事は若干名 また、副隊長、会計、班長は他の

- | | | |
|---------|-----|----------------------------------|
| (1) 隊長 | 1名 | <u>役員と兼務することができる。</u> |
| (2) 副隊長 | 2名* | <u>・会計、監事は町内会等役員と兼務することができる。</u> |
| (3) 会計 | 1名* | <u>など町内の実情に合わせて選任ください。</u> |

(4) 班 長 5名*

(5) 監 事 2名*

2 役員は、隊員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 隊長は、本会を代表し、会務を総括し、予防活動及び地震等の災害発生時における
応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を行う。

3 班長は、隊員を指揮し、予防活動及び応急活動にあたる。

4 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全隊員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、隊長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、隊長、副隊長、会計、班長、監事によって構成する。

2 役員会は、隊長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと

(2) 総会により委任されたこと

(3) 役員会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における応急対策に関すること
- (5) その他必要な事項

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第16条 監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、○年○月○日から実施する。

〇〇校区自主防災組織連絡協議会規約（規約例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇校区自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務所を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、各団体及び自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織未結成地区への結成促進に関すること
- (2) 〇〇校区総合防災訓練の実施に関すること
- (3) 他団体との連携・協定の締結に関すること
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整・充実強化に関すること
- (5) 避難所の運営に関すること
- (6) 応援要請に関すること
- (7) その他地域防災力向上に資する事項

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇校区にある全世帯、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。
- 5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、役員、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第10条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

〇〇自主防災組織役員名簿（例）

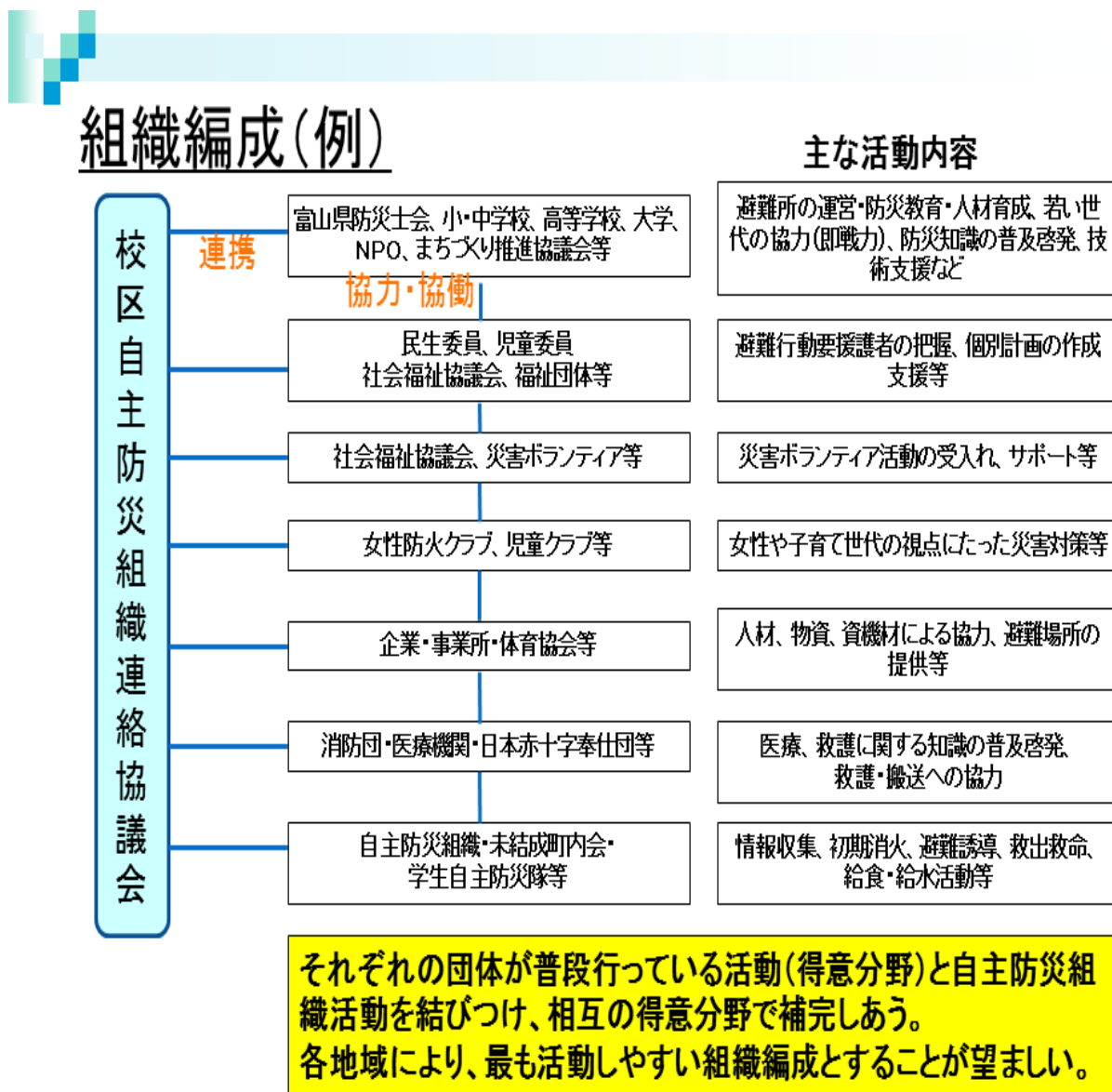
役 職	氏 名	住 所	電話番号
隊 長			
副 隊 長			
副 隊 長			
会 計			
消 火 班 長			
避難誘導班長			
救出救命班長			
情 報 班 長			
給食・給水班長			
監 事			
監 事			

※班の数や役員の数に制限はありませんので、各組織内で運営のしやすい名簿を作成してください。

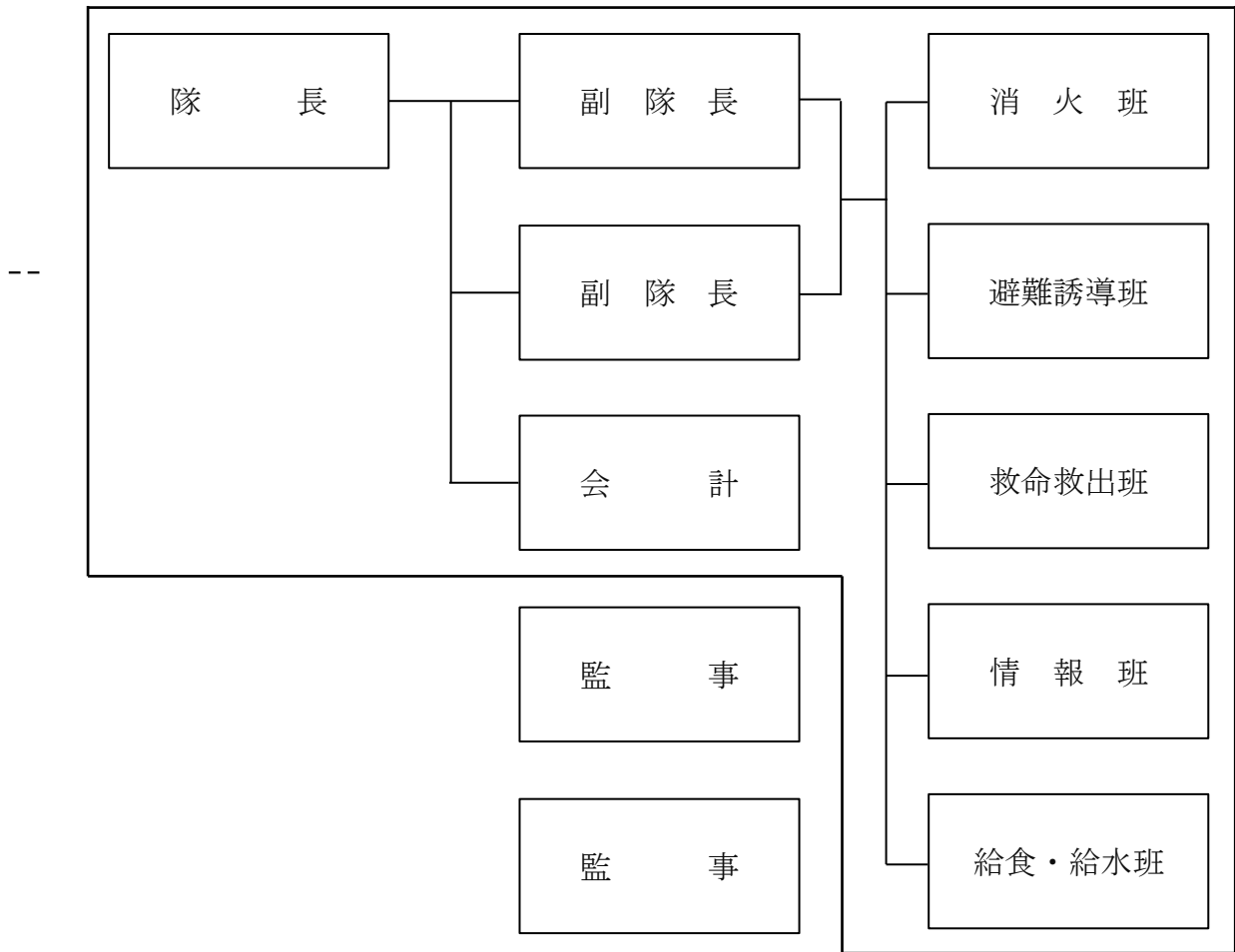
(3) 組織編成

自主防災組織の組織編成については、明確な決まりはないため、必ずしも結成時にすべての班を組織する必要はありません。結成後、活動が活性化するには以下のような組織編成を目指しましょう。

① 小学校区単位の組織（自主防災組織連絡協議会）



② 町内会（連合町内会）単位の組織



※班の数や役員の数に制限はありませんので、各組織内で運営のしやすい名簿を作成してください。

(4) 隊長変更

隊長変更時には富山市からの連絡、資料等の送付のため、速やかに「自主防災組織隊長変更届」を提出してください。隊員の変更の際は手続き不要です。

提出先：富山市防災危機管理部防災危機管理課（FAX 可）

FAX：076-443-2039

令和 年 月 日

自主防災組織隊長変更届

(宛先) 富山市長

自主防災組織名
代表者住所 富山市
氏 名 旧隊長

令和 年 月 日付けで隊長が交替しましたので報告します。

記

新隊長	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 富山市
	連絡先電話	自宅： 携帯：
旧隊長	氏 名	
校 下 名		

4 自主防災組織の活動について

(1) 各班の活動例

班	日常の活動	非常時の活動
本部 (隊長、副隊長)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間防災計画の策定 ・市や消防等との連携確保 ・町民の防災意識の高揚活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員の招集 ・各班の活動の統制
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発 ・火気器具、危険物の保管、プロパンガスボンベの転倒防止の呼び掛け ・消火用水の確保、可搬式小型動力ポンプや消火器等の点検 ・初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の呼び掛け ・初期消火活動の実施 ・消防機関に協力をする
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所や避難場所への経路の確認 ・危険箇所の確認 ・避難誘導訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達 ・避難誘導を行うとともに避難場所での秩序の維持
救出救命班	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のお年寄りや乳幼児等の把握 ・救急医薬品や資機材を備える ・救出救護訓練の実施（応急手当法などの習得） 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の把握 ・救出活動を行い、救急処置を行う ・負傷者を救護所等に搬送
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の正しい知識の普及 ・研修会などの開催 ・町民の防災意識の高揚活動 ・情報収集、伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センターへの連絡 ・公的機関から発表される災害情報を町民に広報 ・町内の被害状況などを把握し市や消防機関に緊急連絡
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧飲料水等の備蓄を呼び掛ける ・必要な資機材の確保と点検 ・炊き出し訓練、給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ炊き出しを行う ・食糧など緊急物資の調達、配分

(2) 結成初期の活動

自主防災組織結成の初期には防災知識の普及、啓発に努めることが重要です。

- ①富山市が発行するハザードマップを活用し、自分たちの町について知ることからはじめましょう。
 - ・富山市洪水ハザードマップ
 - ・富山市津波ハザードマップ
 - ・富山市地震防災マップ
 - ・富山市土砂災害ハザードマップ
- ②外部から講師を招き学習することも効果的です。
 - ・富山県防災士会による防災講座（申込みは富山市防災危機管理課）
 - ・富山市出前講座（申込みは各消防署）

(3) 防災訓練の紹介

活動にあたっては、隊員の中から責任者を定め、安全管理の徹底を図りましょう。

①初期消火訓練

火災の拡大を未然に防ぐため、可搬式動力ポンプや消火器、バケツなどを使用した消火訓練を行いましょう。なお、初期消火活動は消防隊が到着するまでとし、室内の場合は天井に炎が到達する前に避難してください。



②避難誘導訓練

地震や火災等の災害の種類や発生時間、そのときの風向きなどを考慮して、住民（特に、高齢者や乳幼児、病人などには支援が必要）を安全な場所に誘導する訓練です。



③図上訓練

机上に地図を広げて災害をシュミレーションする訓練です。地域の危険箇所の把握、避難場所の検討などに生かします。図上訓練を実施し、自主防災組織独自で防災マップを作成しましょう。



④救出救命訓練

倒壊物やガレキ等の下敷きになった人の救出方法や応急手当の方法を習得する訓練です。繰り返し訓練し体に覚えさせましょう。



⑤水害対策訓練

土のうの作り方や水門の操作、排水ポンプの使用方法を習得する訓練です。水害は地震などに比べある程度予測ができるため、早めの対策が重要です。



(4) 防災資機材の紹介

過去に購入された資機材

- | | | | |
|----------|----------|--------|-----------|
| ・ヘッドランプ | ・トランシーバー | ・防災倉庫 | ・災害用救急セット |
| ・誘導灯 | ・懐中電灯 | ・防災ベスト | ・ホワイトボード |
| ・発電機 | ・コードリール | ・リヤカー | ・テント |
| ・LED 投光器 | など | | |



5 富山市自主防災組織活動事業補助金について

防災訓練の実施や、防災資機材の整備に対する補助制度があります。

自主防災組織結成届等の結成時に提出する書類を市へ提出され、富山市に受理された組織が対象となります。

補助金内訳表

区分		内容	
資機材整備	一般	補助率	対象経費の75%以内
		限度額	30万円（2回の合計）
		回数	1組織2回まで （最初に申請した年度及び翌年度限り）
	洪水浸水対策	補助率	対象経費の75%以内
		限度額	20万円
		回数	1組織1回限り
	津波対策	補助率	対象経費の75%以内
		限度額	20万円
		回数	1組織1回限り
防災訓練	補助額	1回につき上限1万円	
	回数	1組織年度4回まで	

【資機材整備共通】

- ・町内単位の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織は交付申請ができません。
- ・小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、その後当組織内の自主防災組織は交付申請ができません。

【洪水浸水対策資機材】

- ・水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の河川浸水が想定される区域）に一部または全部の区域が含まれている自主防災組織が対象となります。

【津波対策資機材】

- ・対象は富山県知事が平成29年度に指定した津波災害警戒区域に、その一部又は全部の区域が含まれている自主防災組織が対象となります。

【防災訓練の補助対象になる訓練】

- ・ 初期消火訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 図上訓練
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 救出救命訓練
- ・ 水害対策訓練
- ・ 防災士による防災講座（※1）
- ・ 消防局出前講座
- ・ その他市長が必要と認めるもの（※2）

（※1）防災士による防災講座を実施する場合については指導する講師が防災士資格を有することを確認できた場合に限り当補助金の対象となります。

（※2）炊き出し訓練および消防局出前講座以外の出前講座を実施する場合には、補助対象となる訓練と同時に行った場合のみ当補助金の対象となります。

* 同一日時、同一場所で開催する防災訓練については、町内単位の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織は交付対象外です。

また、小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、当該組織区域内の自主防災組織は交付対象外です。

* いずれも補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

* 予算の範囲内での補助金交付となりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

6 【防災士による防災講座】の実施について

市では、地域防災活動の主力となる自主防災組織の活動の活性化の一助として、防災に関する専門知識をもった**防災士（富山県防災士会）**の派遣事業を行っています。

1. 事業概要

- ・自主防災組織からの事前申込みに応じて防災士が指導します。
- ・指導内容（概ね**1時間30分**）は、原則、**下記から1講座のみ**選択してください。
なお、詳細については防災危機管理課を通じて防災士会と調整します。

<講座内容>

① 身近でできる防災対策

- (1) 家具等の転倒防止対策
- (2) 家屋の耐震診断・耐震改修
- (3) 備蓄品・非常持出品の準備 など

② 避難方法と対策

- (1) 要援護者の避難方法・対策
- (2) マイ・タイムラインの作成 など

③ 自主防災組織活動のてびき

- (1) 組織の編成方法
- (2) 平常時と災害時の活動方法
- (3) 地区防災計画の策定 など

④ 災害に備えて

- (1) 日頃の心構え
- (2) ハザードマップの見方
- (3) 我が家のリスク など

⑤ ワークショップ

※上記①～④と組み合わせて行うことができます。以下の内容については別途相談に応じます。(1)(2)の内容は概ね2～3時間かかります。

- (1) 災害図上ゲーム (DIG)
- (2) 避難所開設・運営ゲーム (HUG)
- (3) クロスロードゲーム
- (4) 防災マップづくり、防災まち歩き
- (5) 防災クイズ
- (6) マイ・タイムラインづくり
- (7) 防災グッズづくり（新聞紙でスリッパづくり、食器づくり
段ボールで洋式トイレづくり その他）

2. 防災講座に係る費用

- ・講座実施に係るその他必要な諸経費は、自主防災組織においてご負担願います。
- ・**講師の往復交通費（自宅から防災講座実施会場まで）は、自主防災組織においてお支払い願います。（一律2,000円）**

※この防災講座は、自主防災組織訓練補助金の対象となります。

3. 防災講座申込み方法

- ・防災講座は、指導する講師の日程調整などが必要なため、**必ず事前（1か月前まで）に防災危機管理課まで申込書を提出**してください。
- ・**同一日に多数の申込みがある場合には日程を調整させていただく場合があります。**

※防災講座申込みの手順

